

Tax and Management

T&M通信

～税務と経営～

2021年2月号

今月の経営チェックポイント✓

- 2月、3月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は、11日(木)が建国記念の日、23日(火)が天皇誕生日です。



納税期限スケジュール

- 令和元年分所得税確定申告・納税の開始です。
2月16日(火)～3月15日(月)まで
※振替納税をご利用の方は、4月19日(月)が振替日になります。
- 令和元年分贈与税申告・納税の開始です。
2月1日(月)～3月15日(月)まで
- 個人事業者の令和元年分消費税・地方消費税の確定申告・納税の開始です。3月31日(水)まで
※振替納税をご利用の方は、4月23日(金)が振替日になります。
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付期限月です。3月1日(月)まで

着眼点「サラリーマン川柳」

税理士 亀元 祐希

毎年第一生命保険が企画する「サラリーマン川柳コンクール」が今年も開催され、優秀100句が選ばれたようです。今回はコロナ禍ということもあり、「テレワーク」「マスク」に関連した作品が多く見受けられました。いくつか取り上げると、

「出社日は 次いつなの? 妻の圧」

「耳痛い 常時マスクと 妻の愚痴」

「お父さん マスクも会話も よくずれる」

世のサラリーマン(主にお父さん)の悲哀を皮肉も込めて表しており、私もこんな句が思い付く発想力がほしいと思ったりしますが、一方で「男尊女卑」ならぬ「女尊男卑」だ、と非難する意見もあるようです。確かに自虐ネタが多く悲しくなる、笑えないという感覚も分からなくもありません。

この「サラリーマン川柳」ですが、始まりは昭和62年とすでに30年を超える歴史があり、各年代の句はその時代の世相をよく表しています。バブル景気に始まりその崩壊、その後のデフレ経済、アベノミクス等、こんなこともあったなとさっさと思い返すにはちょうど良いと思います。賛否両論あります

が、昔を懐かしみながらちょっとひと笑いするネタとして見てみてはいかがでしょうか。

早くこのコロナ禍もこんなことがあったなと思い返す時代になってほしいものです。

●消費税仕入税額控除のために保存する帳簿及び請求書等の記載について

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件になります。接待交際費として損金算入とするためにも税法上で整理・保存が義務付けられている請求書、領収証、総勘定元帳等に必要事項の記載が要件となります。

請求書、領収証、総勘定元帳等に記載が必要な事項は次のとおりです。

- (1) 課税仕入れ（支払い）の相手方の氏名、名称、所在地
- (2) 課税仕入れ（支払い）を行った年月日
- (3) 課税仕入れ（支払い）の内容
- (4) 得意先、仕入先、その他関係者等参加者の氏名、名称
- (5) 課税仕入れ（支払い）の金額

経費として損金算入するためには、上記の事項を記載した帳簿の保存が必要です。しかし、実際には支払から時間が経ってしまうと詳細を忘れてしまう事もありますので、請求書や領収証を受け取った時に内容や、参加者氏名、人数等を書き込むなどされてはいかがでしょうか。

（文責：田中 恵子）

●割増賃金の基礎となる賃金 在宅勤務手当は??

使用者は、労働者に時間外労働・休日労働・深夜労働を行わせた場合には割増賃金を支払わなければなりません。割増賃金額は『(1時間当たりの賃金額) × (割増率) × (時間数)』で計算されます。

割増賃金についてはご存知の方が多いかと思いますが、「1時間当たりの賃金額」はどのように決まるかご存知でしょうか。時給1,000円の方であれば時間外労働は $1,000 \times 1.25 = 1,250$ 円とわかりやすいのですが、月給の方は少しややこしくなります。

月給制の場合、各種手当も含めた月給を1か月の所定労働時間で割って算出します。ただ例外として「①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当 ⑤住宅手当 ⑥臨時に支払われた賃金 ⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金」これら7項目の手当のみ除外して計算することができます。

ところで、最近では在宅勤務手当を支給する企業も増えてきました。こちらの手当に関してはグレーなところで……。緻密に実費精算をしていれば除外して構わないのですが、ざっくりと1日300円などと決まっていると微妙です。労働局に尋ねてみましたが、「あくまでも実費の補填の意味合いでしたら除いていただいて結構です」と言われることもあれば「7項目の除外以外は除外することはできません」と言われることもあり……。割増賃金がかさむのは避けたいところですが、安全策をとるのであれば在宅勤務手当は基礎賃金に含めるのが良いでしょう。

（文責：田中 ひとみ）